

平成 30 年度版

白河地方広域市町村圏の概要

白河地方広域市町村圏整備組合

目 次

沿 革	1
位 置 図	3
圏 域 図	4
市町村人口の推移	5
組合のあゆみ	6

【 執 行 機 関 及 び 議 会 】

役員・議会議員	10
---------	----

【組織及び負担割合 予算・決算】

組織機構図	12
各施設（各課）の所在地	13
共同処理事務と負担割合	14
一般会計予算・決算	15
特別会計予算・決算	16

【 広 域 行 政 事 務 】

事 務 局	18
（1）総務課	
1） 組合市町村との連絡調整に関する事	19
2） 救急医療運営費補助事業に関する事	19
3） 介護認定審査会の設置・運営等に関する事	20
4） 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関する事	22
5） 情報通信ネットワークの整備・管理及び 情報センターの設置、運営管理に関する事	24
6） 白河地方土地開発公社に関する事	25
7） 新白河広域観光連盟に関する事	26
8） 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関する事	27
（2）衛生課（ごみ・し尿処理事業）	
1） 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事	28
（3）滞納整理課（滞納整理事業）	
1） 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合 市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案 のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することと なった事案に係る滞納整理に関する事	36
（4）用水供給課（水道用水供給事業）	
1） 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事	38

【 消 防 事 務 】

消防本部	46
（1）組織等	
1） 消防組織	46
2） 広域消防力分布図	47
3） 所属別階級別配置状況	48
4） 階級別勤続年数	49
（2）出動状況等	
1） 市町村別火災発生状況	50
2） 市町村別火災原因状況	52
3） 過去5年間の火災状況	53
4） 発生場所別救急出動状況・署別救急出動状況	54
5） 月別救急出動状況・市町村別救急業務実施状況	56

沿 革

■ 歴史

白河地方は、古来より奥州への玄関口として栄えてきた。5世紀頃になると蝦夷の勢力が増大したので、その南下を防ぐため「白河の関」が設置されたと伝えられ、軍事的にも重要な拠点であった。

1869年（明治2年）に版籍奉還により白河県が置かれた。1871年（明治4年）には二本松県に統合され、その後、福島県となった。

1878年（明治11年）の郡区、町村編成法や、1887年（明治20年）の町村制施行、1955年（昭和30年）の町村合併（昭和の合併）、更には2005年（平成17年）に白河市、表郷村、大信村及び東村の合併（平成の合併）により、当地方は白河市を中核として、西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）と東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）の1市4町4村となり、現在に至っている。

■ 圏域の指定、設立

昭和44年、県下で最初に「白河地方広域市町村圏」の指定を受け、同年10月に「白河地方広域市町村圏協議会（1市1町6村）」が設立される。

昭和45年9月1日に白河市及び西白河郡（1市1町6村）を構成市町村として「白河地方広域市町村圏整備組合」が発足、昭和46年1月に東白川郡（3町1村）が加入し、1市4町7村が組合構成市町村となった。

その後、平成17年11月7日の白河市、表郷村、大信村及び東村の合併により、組合構成市町村が1市4町4村となった。

当圏域は、国、県はもとより構成市町村の相互理解のもとに、広域的に実施することが効率的な情報通信ネットワーク事業、救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害者介護給付費等支給審査会の運営、消防・救急業務などについて大きな成果を上げてきた。

このような中で、より効率的な事業運営を行うことを目的とし、平成24年4月1日、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団と統合し、廃棄物処理施設の設置運営及び廃棄物処理業務（ごみ処理、し尿処理）、水道用水供給事業を業務に加え、また、平成26年10月1日からは滞納整理事業を加え、更なる広域行政連携のための施策を展開している。

■ 人口

国勢調査結果からみた圏域人口の推移は、組合設立時の昭和45年140,772人から昭和50年に140,375人まで減少し、その後、昭和55年に142,376人、昭和60年147,999人、平成7年154,858人、平成12年155,015人と15万人を突破し増加傾向にあったが、平成17年153,347人、平成22年150,117人と減少傾向に転じ、平成27年には4.02%減の144,080人と15万人を割り込み減少傾向にある。

圏域における方部別人口の平成27年の平成22年に対する伸び率をみると白河市で4.31%減少し、西白河郡では1.88%の減少、東白川郡では6.53%の減少と、西白河郡の西郷村を除き、全体的に減少している。

なお、県平均の伸び率も5.7%減少している。

■ 地勢

首都圏から東北圏への入口にあたる福島県の最南端に位置し、栃木県及び茨城県に接している県境で、面積は1,233.08k㎡である。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、ほぼ中央を北に向かって流れる阿武隈川と南部を南東に向かって流れる久慈川の流域に沿って平野部が開けている。

主な山岳としては、阿武隈山系には朝日山(797m)、八溝山系には八溝山(1,022m)、奥羽山系には三本槍岳(1,917m)、大白森山(1,642m)及び甲子山(1,549m)などがあり、丘陵地を形成している。

■ 気候

気象は、複雑な地形と山系の隣接によって、山岳気象の影響を強く受け、西白河地域では、比較的冷涼で気温が低く、降雨量が多いのに対し、東白川地域は、山岳気象の影響を受けず、温暖で降雪は極めて少ない。

平成29年における年間平均気温は、11.7℃(福島地方气象台)で、全域的には高原性のさわやかな気候といえる。

位 置 図

都道府県名 福島県

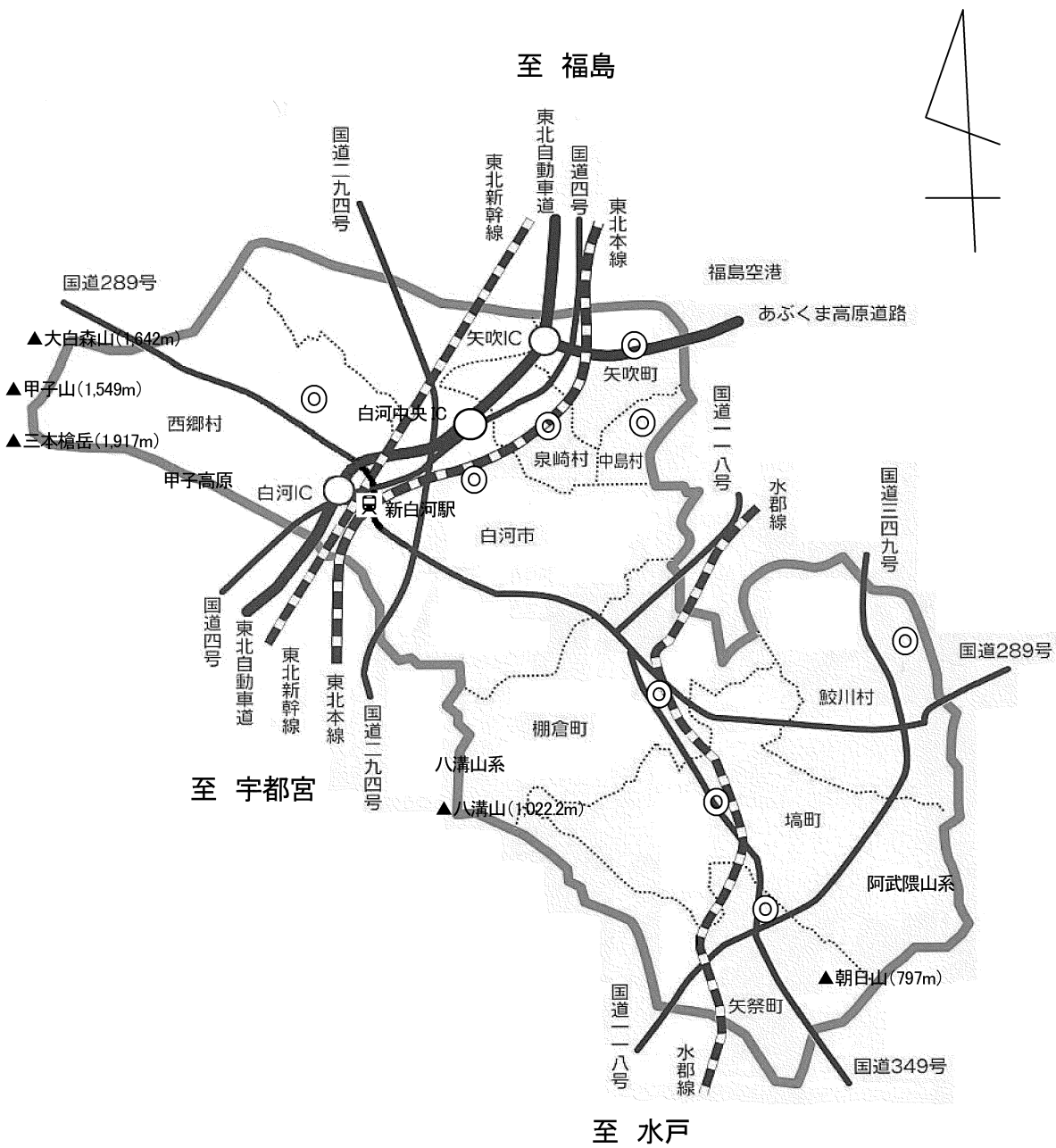
圏 域 名 白河地方広域市町村圏



構成市町村名		面積
		(H30. 4. 1現在) km ²
	白 河 市	305. 32
西 白 河 郡	矢 吹 町	60. 40
	西 郷 村	192. 06
	泉 崎 村	35. 43
	中 島 村	18. 92
東 白 川 郡	棚 倉 町	159. 93
	矢 祭 町	118. 27
	塙 町	211. 41
	鮫 川 村	131. 34
合 計		1, 233. 08

白河地方広域市町村圏

圈 域 函



凡例：◎は市町村役場所在地

市 町 村 人 口 の 推 移

市町村名	人 口	世 帯	面 積	人口密度	国 勢 調 査 時 の 人 口 比 較			
	平成30年4月 (人)	平成30年4月 (戸)	平成30年4月 (k m ²)	1 k m ² あたり (人)	27年 (人)	22年 (人)	増減 (人)	増減 (%)
白 河 市	60,374	23,103	305.32	197.7	61,913	64,704	△ 2,791	△ 4.31
矢 吹 町	17,083	5,916	60.40	282.8	17,370	18,407	△ 1,037	△ 5.63
西 郷 村	20,343	7,757	192.06	105.9	20,322	19,767	555	2.81
泉 崎 村	6,334	2,129	35.43	178.8	6,495	6,802	△ 307	△ 4.51
中 島 村	4,920	1,449	18.92	260.0	5,001	5,154	△ 153	△ 2.97
棚 倉 町	13,832	4,778	159.93	86.5	14,295	15,062	△ 767	△ 5.09
矢 祭 町	5,669	1,890	118.27	47.9	5,950	6,348	△ 398	△ 6.27
塙 町	8,697	3,011	211.41	41.1	9,157	9,884	△ 727	△ 7.36
鮫 川 村	3,256	1,026	131.34	24.8	3,577	3,989	△ 412	△ 10.33
計	140,508	51,059	1,233.08	113.9	144,080	150,117	△ 6,037	△ 4.02

資料：人口、世帯、面積等は、福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）より抜粋

組 合 の あ ゆ み

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和44年 6月	自治省から「白河地方広域市町村圏」の指定を受ける 対象市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村（1市1町6村）	
〃 10月	白河地方広域市町村圏協議会設立 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村（1市1町6村）	
昭和45年 9月	一部事務組合設立許可 （福島県指令地885号） 白河地方広域市町村圏整備組合発足 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村（1市1町6村）	一部事務組合設立許可 （福島県指令地885号） 規約に掲げる共同処理事務内容 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 青少年健全育成施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 道路補修センター及び農業機械化センターの設置並びに運営に関すること。 ◎ 常備消防の設置及び運営に関すること。 ◎ 救急施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 老人福祉センターの設置及び運営に関すること。
昭和46年 1月	棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村の組合加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村（1市4町7村）	規約の一部変更 （東白川郡4町村を追加）
〃 3月	白河地方広域市町村圏基本構想・第1期基本計画策定	
〃 4月	白河地方広域市町村圏整備組合機械運営センター発足	
〃 4月	白河地方広域市町村圏消防本部及び白河消防署発足	
昭和47年 4月	白河地方広域市町村圏の常備消防体制確立 （矢吹・西郷・東・棚倉・埴・矢祭の各分署及び鮫川出張所の開設）	
昭和48年 1月		規約の一部変更 （消防関係の共同処理事務内容の整理） ◎ 消防に関すること。（ただし、消防団に関するものを除く。）。 ※常備消防及び救急施設を消防に統一。
〃 4月	老人福祉センター「ことぶき荘」「さざり荘」開設	
昭和49年～	市町村職員研修の実施	
昭和50年 4月	白河消防署表郷出張所の開設	
昭和51年 7月	機械運営センター農業機械部門縮小	
昭和52年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 研修に関すること。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
昭和54年 3月	白河地方広域市町村圏計画、第2期基本計画策定	
〃 3月	広報「広域圏だより」創刊	

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和54年 4月	棚倉分署を消防署に、鮫川出張所及び表郷出張所を分署に昇格 大信救急分遣所、矢祭救急分遣所を開設	
昭和55年 3月	白河地方新広域市町村圏計画策定	
〃 4月	矢吹分署を消防署に昇格	
昭和56年	福島県から「地場産業振興モデル地域」の指定を受ける。	
昭和57年 6月	県南地域地場産業振興計画策定	
昭和58年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 老人福祉センターの設置運営事務を廃止。 （大信・鮫川村） ※組合規約変更に伴う財産処分：老人施設・バス。 ◎ 青少年健全育成施設の設置運営事務を廃止。 ◎ 機械運営センターの農業機械部門を廃止。 ※昭和50年に農業機械部門が廃止されたことによる。
〃 12月	自治省から「地域経済活性化対策推進地域」の指定を受ける	
昭和59年	白河地域経済活性化計画策定	
昭和61年 4月	第二次救急医療運営費補助事業を実施	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 救急医療運営費補助事業に関すること。
〃 10月	組合新庁舎完成 白河地方広域市町村圏消防本部、事務局及び白河消防署庁舎となる	
昭和62年 3月	白河地方広域市町村圏要覧の発行	
〃 4月	泉崎中島分遣所の開設 棚倉消防署矢祭救急分遣所を矢祭分署に、白河消防署大信救急分遣所を大信分遣所に昇格	
平成3年 3月	第三次白河地方広域市町村圏計画策定	
平成4年 4月	泉崎中島分遣所を分署に昇格	
平成7年 4月	大信分遣所を分署に昇格	
平成11年 5月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 10月	準備要介護認定審査会設置、要介護度の事前審査判定開始	
平成12年 4月	介護認定審査会設置、要介護度の審査判定開始	
平成13年 2月	第四次白河地方広域市町村圏計画策定	
〃 3月	機械運営センターを廃止	規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 道路補修センターの設置並びに運営に関すること。
平成14年12月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
平成16年 1月	白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク運用開始	
〃 4月		規約の一部変更 （経費の支弁方法を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関する経費負担及びその他の経費負担を追加。
平成18年 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条に規定する障がい程度区分認定審査会の設置、運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 6月	障がい程度区分認定審査会設置・障がい程度区分の審査判定開始	
平成23年 1月	広報「広域圏だより」第83号をもって廃刊	
〃 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加削除） ※追加 ◎ 組合市町村との連絡調整に関すること。 ※削除 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 研修に関すること。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
〃 3月11日	東日本大震災	
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴う規約変更	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。 ◎ 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）
〃 4月1日	組 合 統 合	
平成25年10月	障がい者支援に関する制度改正に伴う共同処理事務の表記内容変更 （旧）障害者自立支援法 →（新）障害者総合支援法（略称）	規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
平成26年 3月	東日本大震災により発生した災害廃棄物145,547 t（H23～H25年度）の処理完了	
〃 7月	構成市町村から地方税に係る滞納事案の整理を引き受けるため、滞納整理部門の設置に伴う共同処理事務を追加	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。
〃 10月	滞納整理事業開始	

執 行 機 関
及 び 議 会

白河地方広域市町村圏整備組合役員・議会議員名簿

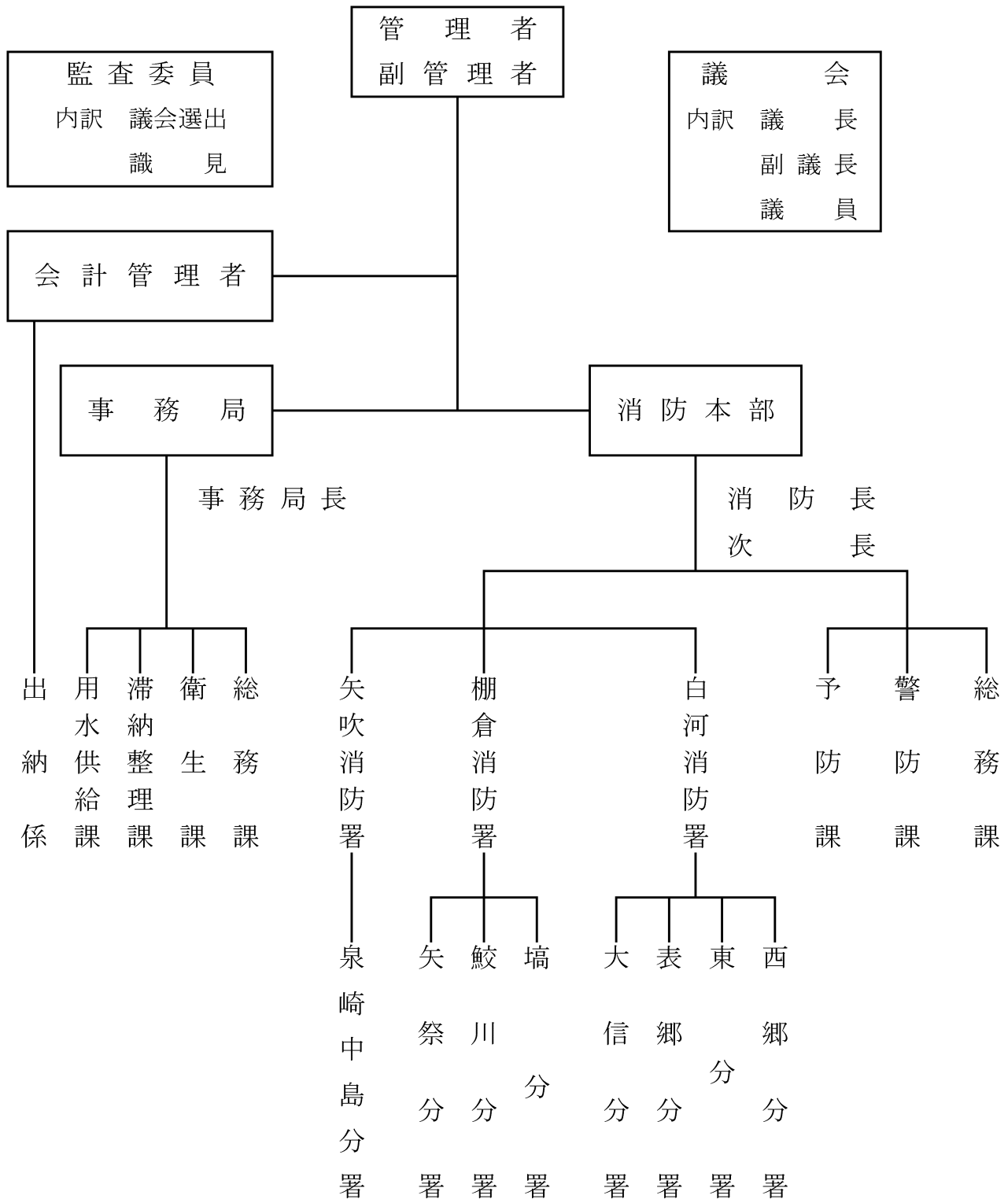
平成30年5月22日現在

役 職 名	現 職	氏 名	備 考
管理者	白 河 市 長	鈴 木 和 夫	
代表副管理者	矢 吹 町 長	野 崎 吉 郎	
代表副管理者	鮫 川 村 長	大 樂 勝 弘	
副管理者	西 郷 村 長	高 橋 廣 志	
副管理者	泉 崎 村 長	久 保 木 正 大	
副管理者	中 島 村 長	加 藤 幸 一	
副管理者	棚 倉 町 長	湯 座 一 平	
副管理者	矢 祭 町 長	古 張 允	
副管理者	塙 町 長	宮 田 秀 利	
監査委員	(議 会 選 出)	鈴 木 敏 男	
監査委員	(識 見)	深 堀 由 加 子	
議席番号	現 職	氏 名	備 考
1	白 河 市 議 会 議 長	筒 井 孝 充	議会議長
2	白 河 市 議 会 議 員	緑 川 撰 生	
3	白 河 市 議 会 議 員	佐 久 間 進	
4	白 河 市 議 会 議 員	北 野 唯 道	
5	矢 吹 町 議 会 議 長	大 木 義 正	
6	矢 吹 町 議 会 副 議 長	角 田 秀 明	
7	西 郷 村 議 会 議 長	白 岩 征 治	
8	西 郷 村 議 会 議 員	真 船 正 晃	
9	泉 崎 村 議 会 議 長	鈴 木 盛 利	
10	泉 崎 村 議 会 副 議 長	鈴 木 清 美	
11	中 島 村 議 会 議 長	藤 田 利 春	議会副議長
12	中 島 村 議 会 議 員	鈴 木 新 平	
13	棚 倉 町 議 会 議 長	松 本 英 一	
14	棚 倉 町 議 会 副 議 長	蛭 田 卓 雄	
15	矢 祭 町 議 会 議 長	鈴 木 敏 男	監査委員
16	矢 祭 町 議 会 副 議 長	藤 田 玄 夫	
17	塙 町 議 会 議 長	大 縄 武 夫	
18	塙 町 議 会 副 議 長	鈴 木 孝 則	
19	鮫 川 村 議 会 議 長	星 一 彌	
20	鮫 川 村 議 会 副 議 長	宗 田 雅 之	

組 織 及 び
負 担 割 合
予 算 ・ 決 算

白河地方広域市町村圏整備組合組織機構図

平成30年4月1日現在



白河地方広域市町村圏整備組合 各施設（各課）の所在地

事務局			TEL	0248(22)1145		
	総務課	〒961-0975	FAX	0248(27)2119		
		白河市立石山15番地1	TEL	0248(21)1260		
	衛生課	〒961-0023	TEL	0248(28)3558		
	西白河地方クリーンセンター 西白河地方リサイクルプラザ	白河市亀石1番地				
	白河地方清掃センター	〒961-0051 白河市大牛埴41番地			FAX	0248(28)3559
	西郷埋立処分場	〒961-8001 西郷村大字羽太字弥六林地内				
	用水供給課	〒961-8071	TEL	0248(25)5395		
		芝原浄水場	西郷村大字真船字芝原47番地11	FAX	0248(25)5397	
	消防本部			TEL	0248(22)2157	
		FAX	0248(23)3999			
白河消防署		〒961-0975	TEL	0248(22)2155		
		白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)6200		
白河消防署西郷分署		〒961-8091	TEL	0248(25)2534		
		西郷村大字熊倉字折口原40番地	FAX	0248(25)0494		
白河消防署東分署		〒961-0303	TEL	0248(34)3161		
		白河市東釜子字枇杷山28番地52	FAX	0248(34)2999		
白河消防署表郷分署		〒961-0403	TEL	0248(32)3432		
		白河市表郷番沢字吉ノ目35番地2	FAX	0248(32)3999		
白河消防署大信分署		〒969-0303	TEL	0248(46)2347		
		白河市大信下小屋字段ノ原29番地1	FAX	0248(46)2899		
棚倉消防署		〒963-6131	TEL	0247(33)4522		
		棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘73番地	FAX	0247(33)7499		
棚倉消防署塙分署		〒963-5411	TEL	0247(43)1219		
		塙町大字上石井字仲堀220番地	FAX	0247(43)0994		
棚倉消防署鮫川分署		〒963-8401	TEL	0247(49)2119		
		鮫川村大字赤坂中野字道少田13番地1	FAX	0247(49)2399		
棚倉消防署矢祭分署		〒963-5119	TEL	0247(46)2119		
		矢祭町大字小田川字春田1番地1	FAX	0247(46)2791		
矢吹消防署	〒969-0222		TEL	0248(42)3762		
	矢吹町八幡町452番地		FAX	0248(42)3999		
	矢吹消防署泉崎中島分署	〒969-0103	TEL	0248(53)2978		
		泉崎村大字北平山字下原12番地2	FAX	0248(53)2899		

共同処理事務と負担割合

共同処理事務	負担割合
1. 組合市町村との連絡調整に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
2. 消防に関すること（消防団に関するものを除く。）。	地方交付税法（昭和25年法律第211号）第12条に規定する消防費の政令指定にかかる基準財政需要額割
3. 救急医療運営費補助事業に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
4. 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条及び第37条に規定する介護認定審査会の設置・運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
6. 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）。	①ネットワーク敷設工事経費 均等割 20% 人口割 40% 延長割（組合市町村内敷設の延長） 40% ②ネットワーク維持管理経費 均等割 20% 人口割 80% ③情報センターの設置、運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ④その他前各号に該当しない経費 議決により定める。
7. 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。	①し尿処理経費 人口割 30% 利用実績割 70% ②ごみ処理経費 人口割 30% 利用実績割 35% 年間運行台数割 35%
8. 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）。	①義務的経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078% ②浄水経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078%
9. 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。	滞納額割 経費の30%相当額 徴収金額割 経費の70%相当額

※その他の取扱事務

- 1) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 2) 新白河広域観光連盟に関すること。

平成30年度 一般会計 当初予算

(歳入)

(単位:千円)

款	平成30年度	平成29年度	比較	増減率	備考
1. 分担金及び負担金	3,347,649	3,431,059	△ 83,410	△ 2.43%	
2. 使用料及び手数料	260,583	260,309	274	0.11%	
3. 国庫支出金	12,081	11,791	290	2.46%	
4. 県支出金	3,156	3,156	0	0.00%	
5. 財産収入	714	604	110	18.21%	
6. 寄附金	1	1	0	0.00%	
7. 繰入金	179,680	-	179,680	皆増	
8. 繰越金	16,160	14,560	1,600	10.99%	
9. 諸収入	56,143	69,773	△ 13,630	△ 19.53%	
10. 組合債	198,000	33,600	164,400	489.29%	
歳入合計	4,074,167	3,824,853	249,314	6.52%	

(歳出)

(単位:千円)

款	平成30年度	平成29年度	比較	増減率	備考
1. 議会費	612	612	0	0.00%	
2. 総務費	381,582	396,824	△ 15,242	△ 3.84%	
3. 民生費	56,313	56,529	△ 216	△ 0.38%	
4. 衛生費	1,271,059	1,265,708	5,351	0.42%	
5. 消防費	2,167,970	1,805,620	362,350	20.07%	
6. 公債費	176,431	279,360	△ 102,929	△ 36.84%	
7. 予備費	20,200	20,200	0	0.00%	
歳出合計	4,074,167	3,824,853	249,314	6.52%	

一般会計 歳入歳出決算

(歳入)

(単位:千円)

款	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
1. 分担金及び負担金	3,336,364	3,248,268	3,268,901	3,352,823	3,410,434
2. 使用料及び手数料	268,083	266,009	262,949	270,335	283,207
3. 国庫支出金	10,069	68,332	10,762	357,095	1,718,109
4. 県支出金	3,140	3,803	93,988	39,128	19,744
5. 財産収入	1,223	758	551	567	572
6. 寄附金	500	-	-	-	30
7. 繰越金	151,748	313,723	190,090	123,116	39,326
8. 諸収入	110,034	113,922	112,775	129,746	94,041
9. 組合債	56,800	81,300	44,300	92,600	197,000
(繰入金)	-	-	-	-	25,342
歳入合計	3,937,961	4,096,115	3,984,316	4,365,410	5,787,805

(歳出)

(単位:千円)

款	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
1. 議会費	540	548	478	964	492
2. 総務費	358,358	302,549	259,689	253,769	234,031
3. 民生費	54,927	55,899	56,171	52,787	49,442
4. 衛生費	1,320,644	1,404,359	1,284,349	1,823,403	2,246,993
5. 消防費	1,780,839	1,895,298	1,807,113	1,741,134	2,845,776
6. 公債費	286,928	285,713	262,793	303,261	287,955
7. 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	3,802,236	3,944,366	3,670,593	4,175,318	5,664,689

平成30年度 特別会計 当初予算

(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
30	営業収益	712,853	営業費用	847,141	企業債	49,400	建設改良費	49,492
	営業外収益	385,168	営業外費用	107,634	出資金	6,528	企業債償還金	371,602
	特別利益	48,265	特別損失	1	—	—	—	—
	—	—	予備費	5,000	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,146,286	用水供給事業費用計	959,776	資本の収入計	55,928	資本の支出計	421,094

特別会計 収入支出決算

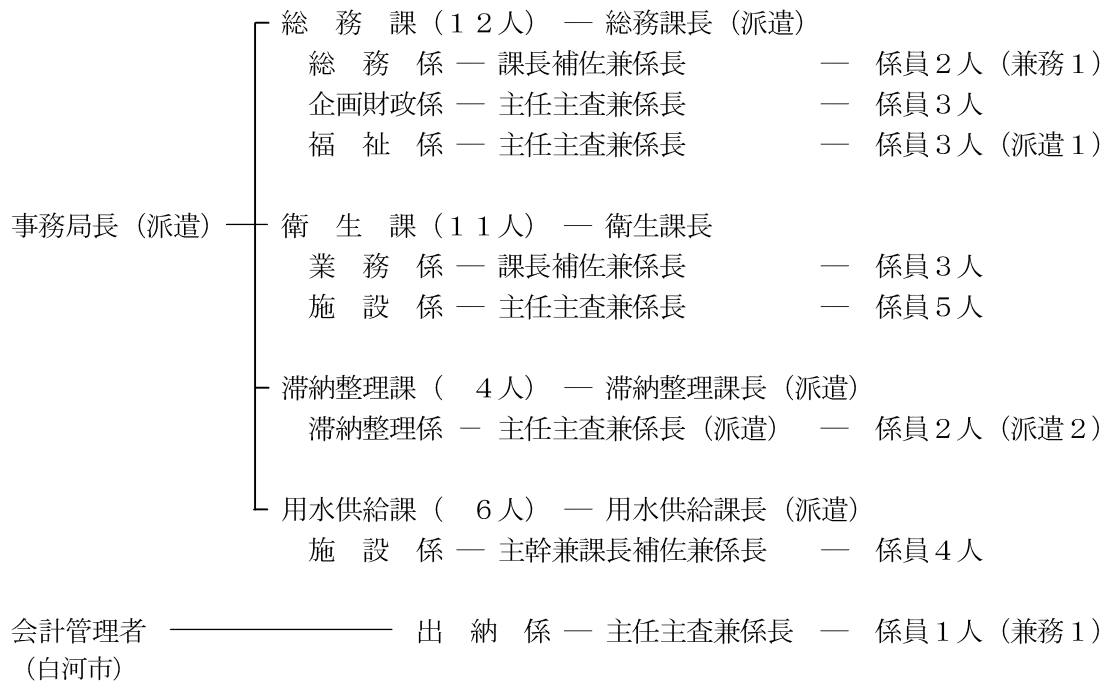
(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
29	営業収益	712,854	営業費用	928,278	出資金	6,467	建設改良費	26,292
	営業外収益	458,734	営業外費用	120,014	—	—	企業債償還金	363,494
	特別利益	54,616	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,226,204	用水供給事業費用計	1,048,292	資本の収入計	6,467	資本の支出計	389,786
28	営業収益	712,854	営業費用	885,554	出資金	6,409	建設改良費	15,446
	営業外収益	443,449	営業外費用	130,108	—	—	企業債償還金	355,510
	特別利益	54,617	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,210,920	用水供給事業費用計	1,015,662	資本の収入計	6,409	資本の支出計	370,956
27	営業収益	712,854	営業費用	917,594	出資金	60,083	企業債償還金	347,745
	営業外収益	457,456	営業外費用	140,081	—	—	出資金返還金	53,729
	特別利益	20,371	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,190,681	用水供給事業費用計	1,057,675	資本の収入計	60,083	資本の支出計	401,474

事 務 局

事務局 (H30.4.1 現在)

1 組織



2 業務

(1) 総務課

- 1) 組合市町村との連絡調整に関すること。
- 2) 救急医療運営費補助事業に関すること。
- 3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。
- 4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。
- 5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び情報センターの設置、運営管理に関すること。
- 6) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 7) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

(2) 衛生課

- 1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(3) 滞納整理課

- 1) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

(4) 用水供給課

- 1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

3 業務内容

(1) 総務課

1) 組合市町村との連絡調整に関すること。

総務課が所管する総務・財政・情報・福祉等の構成市町村長、担当課長及び担当者会議を開催し、各部門の連絡調整を図るもの。

2) 救急医療運営費補助事業に関すること。

①第二次救急医療補助事業の実施

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制確保のため、協議機関として圏域市町村、病院群、消防本部、県南保健福祉事務所、医師会で「白河地方第二次救急医療運営協議会（※1）」を設立し、4病院で構成する白河地方病院群輪番制病院協議会（※2）に運営費を補助（※3）するもの。

※1 白河地方第二次救急医療運営協議会

役職名	機 関 名 及 び 職 名	役職名	機 関 名 及 び 職 名
会 長	福島県県南保健福祉事務所長	委 員	会田病院長
副会長	白河医師会長	〃	塙厚生病院長
〃	東白川郡医師会長	〃	白河病院長
〃	白河市保健福祉部長	〃	矢吹町保健福祉課長
〃	棚倉町健康福祉課長	〃	西郷村健康推進課長
〃	白河厚生総合病院長	〃	泉崎村住民福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏整備組合 事務局長	〃	中島村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏消防本部 消防長	〃	矢祭町町民福祉課長
		〃	塙町健康福祉課長
		〃	鮫川村住民福祉課長
		〃	白河地方広域市町村圏消防本部 警防課長

※2 白河地方病院群輪番制病院協議会

構 成 病 院 名	備 考
白河厚生総合病院、会田病院、塙厚生病院、白河病院	

※3 年度別病院群輪番制搬送人数及び補助金額

年度 区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (予定)
輪番日数	437日	438日	437日	437日	438日
搬送人数	1,199人	1,631人	1,838人	1,895人	— 人
補助金額	26,756千円	26,396千円	26,494千円	26,372千円	26,412千円

病院群輪番制病院運営事業とは、地域内の第二次救急病院が輪番方式により、当番日に必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制の外に、重症・救急患者の受入に対応できる医師等を置き、その医療を確保するものです。

3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。

介護認定審査会

◎合議体委員内訳

	分 野		正委員	補強委員
第1合議体 第8合議体 (隔週開催)	医 療	18人	9人	9人
		医師 16人	8人	8人
		歯科医師 2人	1人	1人
	保 健	12人	8人	4人
		理学療法士 4人	3人	1人
		作業療法士 3人	2人	1人
		看護師 5人	3人	2人
	福 祉	20人	15人	5人
		特養施設職員 4人	4人	—
		老健施設職員 4人	4人	—
		介護福祉士 3人	2人	1人
		社会福祉士 1人	—	1人
		介護支援専門員 7人	4人	3人
		ヘルパー 1人	1人	—
	合 計	50人	32人	18人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医 療	1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師1人 ※1合議体のみ歯科医師1人と上記の医師1人の計2人
	保 健	1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人
	福 祉	2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員・ヘルパーのうちから2人 ※1合議体のみ上記のうちから1人
補強委員 (2名)	医 療	1人	医師・歯科医師のうちから1人 ※1合議体のみ2人
	保健・福祉	1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1人 ※1合議体のみ2人

※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,000円、「医師及び歯科医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

平成 2 9 年度介護認定審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第 1 合議体	第 2 合議体	第 3 合議体	第 4 合議体	第 5 合議体	第 6 合議体	第 7 合議体	第 8 合議体	合 計
開催回数	21	21	23	23	23	25	20	20	176
審査件数	750	747	821	819	820	889	712	715	6, 273

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
白河市	8	229	528	431	570	421	392	273	2, 852
矢吹町	3	38	107	124	137	112	112	83	716
西郷村		32	101	115	130	102	77	68	625
泉崎村	1	21	26	41	59	44	44	31	267
中島村	3	30	36	22	18	18	35	19	181
棚倉町		42	108	73	125	111	102	58	619
矢祭町		20	35	34	57	51	35	20	252
塙 町		66	111	69	89	76	79	50	540
鮫川村	4	27	32	36	38	25	36	23	221
合 計	19	505	1, 084	945	1, 223	960	912	625	6, 273

③介護認定区分の変更内訳

(単位：件)

2 次 1 次	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
非該当	19	2							21
要支援 1		503	1	2					506
要支援 2			724	60					784
要介護 1			359	883	2				1, 244
要介護 2					1, 219	6			1, 225
要介護 3					2	954	12		968
要介護 4							900	4	904
要介護 5								621	621
合 計	19	505	1, 084	945	1, 223	960	912	625	6, 273

4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。

障害者介護給付費等支給審査会

◎合議体委員内訳

		分 野	正委員	補強委員	
第 1 合議体	医 療	6 人	3 人	3 人	
		精神科医師	3 人	—	
		その他の医師	—	3 人	
	身体障がい	3 人	3 人	—	
		障がい者支援施設職員	1 人	—	
理学療法士		1 人	—		
作業療法士		1 人	—		
第 3 合議体	知的障がい	6 人	3 人	3 人	
		障がい者支援施設職員	3 人	—	
		社会福祉士	—	3 人	
	精神障がい	3 人	3 人	—	
		精神保健福祉士	3 人	—	
	合 計		1 8 人	1 2 人	6 人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4 人)	医 療	1 人	精神科医師
	身体障がい	1 人	障がい者支援施設職員・理学療法士・作業療法士のうちから 1 人
	知的障がい	1 人	障がい者支援施設職員
	精神障がい	1 人	精神保健福祉士
補強委員 (2 人)	医 療	1 人	医師
	身体・知的 精神障がい	1 人	社会福祉士

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	障害者介護給付費等支給審査会は、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第 3 4 条第 1 項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第 6 0 条第 2 号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2 年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師」2 0, 0 0 0 円、「医師以外の者」1 5, 0 0 0 円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額 1, 5 0 0 円を支給する。(組合条例)

平成 2 9 年度障害者介護給付費等支給審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	計
開催回数	5	6	5	16
審査件数	98	88	86	272

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村名	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	再調査	計
白 河 市	1	2	23	28	38	23	25		140
矢 吹 町			4	6	7	2	7		26
西 郷 村			4	3	5	2	7		21
泉 崎 村			1	1		4	1	1	8
中 島 村			1	2	3	2	3		11
棚 倉 町			8	6	4	10	1		29
矢 祭 町			6	1	2	1	4		14
埜 町			2	1	4	1	6		14
鮫 川 村			1	1	4	2	1		9
計	1	2	50	49	67	47	55	1	272

③審査判定内訳

(単位：件)

区分 種別	新 規	更 新	区分変更	再調査	計	有効期間内訳			
						1 2 ヶ月	2 4 ヶ月	3 6 ヶ月	計
身体障がい	22	30	2		54	3		51	54
知的障がい	17	91	2		110	1		109	110
精神障がい	34	23	2		59	2	2	54	58
難 病									
身体・知的	6	27	1	1	35			34	34
身体・精神	1	2			3			3	3
知的・精神	5	5			10	1	1	8	10
難病・身体		1			1			1	1
難病・知的									
難病・精神									
身・知・精									
難・身・知									
難・身・精									
難・知・精									
難・身・知・精									
計	85	179	7	1	272	7	3	260	270
								非該当	1

④障害支援区分の変更内訳

(単位：件)

2 次 1 次	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	再調査	計
非 該 当	1								1
区 分 1		2							2
区 分 2			50						50
区 分 3				49	2				51
区 分 4					65				65
区 分 5						47	2		49
区 分 6							53	1	54
計	1	2	50	49	67	47	55	1	272

- 5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び情報センターの設置、運営管理に関する
こと。

白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク事業

(1) 事業の目的

- ① 電子自治体実現に向け、自営光ケーブルを敷設することで、ブロードバンドネットワーク（超高速通信）環境を低コストで実現する。
- ② 各システムの設備及び運用管理コストの削減を図るため、広域ネットワーク環境を活用し、各種システムを共同利用することにより効率的かつ低コストなシステム運用を実現する。

(2) 事業の概要

1) 事業の概略

IDC フロンティア白河データセンターと各市町村役場及び公民館・学校等の公共施設を光ファイバーで接続し、総合行政ネットワーク（LGWAN）、ふくしま教育総合ネットワーク（FCS）及びインターネットへの専用線接続を実施するとともに、電子自治体実現に向けた各種アプリケーションシステムを共同で管理運営するための環境を整備している。

2) 参加市町村

白河市・矢吹町・中島村・棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村
白河地方広域市町村圏整備組合

3) 敷設した光ケーブル

- ① 延長：350.14km
- ② 通信速度：幹線（100 芯）5ギガビット、支線（8 芯）100メガビット

4) 導入アプリケーション

- ① インターネット接続システム及びインターネット仮想化システム
（一般住民利用及び行政職員利用のためのインターネット環境整備）
- ② ホームページ作成システム
（住民への情報提供のためのホームページ作成システムの整備）
- ③ 議会中継システム
（住民への情報提供のための議会中継システムの整備）
- ④ 総合行政ネットワーク（LGWAN）接続システム（国・県との情報通信網の整備）
- ⑤ ふくしま教育総合ネットワーク（FCS）接続システム
（各学校等のインターネット環境の整備）
- ⑥ 財務会計システム（内部事務の効率化）
- ⑦ 固定資産管理システム（内部事務の効率化）
- ⑧ 人事給与システム（内部事務の効率化）
- ⑨ 文書管理システム（内部事務の効率化）
- ⑩ グループウェアシステム（内部事務の効率化） 等

6) 白河地方土地開発公社に關すること。

白 河 地 方 土 地 開 発 公 社

①設立年月日 昭和48年2月12日

②機 構

理 事 長 — 副理事長（2人）— 理事（6人）— 監事（3人）

業務部（5人）

専務理事 — 出納室（2人）

※専務理事以下8人は、当組合職員が兼務

③構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・
矢祭町・塙町・鮫川村

④業 務 公有用地・公用地等の取得、管理、処分等

⑤出 資 金 1,000万円

（単位：万円）

市町村名	出資額	市町村名	出資額	市町村名	出資額
白河市	390	矢吹町	95	西郷村	85
泉崎村	55	中島村	50	棚倉町	95
矢祭町	70	塙 町	95	鮫川村	65

⑥事業実績（過去5年）

（単位：件、㎡、千円）

年度	受 託 事業数	取得面積	取得金額	完 了 事業数	売払面積	売払金額
25	2			1	4,227.00	995,892
26	2	164.61	4,033			
27	2			1	17,560.75	29,686
28	1					
29	1					

※H29年度末の期末残高

- ・受託事業数 1事業
- ・用地取得済面積 164.61㎡
- ・短期借入金（公有用地費） 4,047千円

7) 新白河広域観光連盟に関すること。

新 白 河 広 域 観 光 連 盟

① 設 立 年 月 日 昭和 5 7 年 4 月 2 1 日

② 機 構

会長 — 副会長（3 人）— 監事（2 人）— 会員（7 人）

事務局長 — 課長 — 主任主査兼係長 — 職員（3 人）

└ 観光案内所（3 人＝臨時職員）

※事務局長以下 6 人は、当組合職員が兼務

③ 構 成 団 体 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・矢祭町・
埴町・鮫川村・石川町・浅川町・那須町・天栄村
計 1 3 自治体

④ 目 的 会員相互の連携を密にし、広域観光の推進を図る。

⑤ 業 務 1) 新白河広域観光案内所の運営
2) 広域的観光の推進に必要な事業

平成 3 0 年度事業計画

区分	事 業 名	事 業 内 容
1	新白河広域観光案内所の運営	新白河駅構内の新白河広域観光案内所で、通年にわたり当地方の観光地等の総合案内を実施する。
2	新白河観光写真展の開催	行楽客・帰省客を対象に当地方の観光地を P R するため、各観光地の四季折々の写真を新白河駅構内にて展示する。
3	各種イベント等への参加、後援	市町村等主催の観光イベントにおいて臨時観光案内所の設置やパンフレット等の提供を行うほか、各種観光事業について後援を行う。
4	新白河広域観光案内所改修事業	訪日外国人旅行者受入体制整備のため、観光案内所外観改修（J R 東日本で実施）及び内装工事（壁紙の貼り替え）を行う。

8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

①白河地方福祉有償運送等運営協議会の目的

下記に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等（以下「NPO法人等」という。）による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録により行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため設置するもの。

別表1 構成市町村

白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

別表2 協議会の委員

関係する地方公共団体の長又はその指名する職員	2名
公共交通に関する学識経験者	1名
関係する地域住民の代表	2名
想定される有償運送の利用者の代表	2名
関係する地域ボランティア団体の代表	2名
関係する地域の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	4名
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	1名
構成市町村内の福祉有償運送実施団体の代表	1名
東北運輸局福島運輸支局長又はその指名する職員	1名
福島県職員	1名
構成市町村職員の代表	3名

別表3 福祉有償事業者申請経過及び申請予定

番号	法人名	H28	H29	H30
1	社会福祉法人 白河市社会福祉協議会	更新 ※対価		更新申請の予定なし
2	社会福祉法人 くわの福祉会 天神町ヘルパーステーション	更新		
3	東西しらかわ農業協同組合 いきいき福祉センター	更新		
4	社会福祉法人 矢吹町社会福祉協議会	更新		
5	公益財団法人 会田病院	更新		
6	社会福祉法人 西郷村社会福祉協議会	更新		
7	社会福祉法人 泉崎村社会福祉協議会	更新		
8	社会福祉法人 中島村社会福祉協議会	更新		
9	社会福祉法人 矢祭町社会福祉協議会	更新		
10	社会福祉法人 塙町社会福祉協議会	更新		
11	社会福祉法人 甲子の里福祉会 甲子の里希望の家逢和会		更新	
12	社会福祉法人 清峰会		更新	

※対価＝輸送対価変更申請

(2) 衛生課

1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

一般廃棄物処理事業は、昭和41年1月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により「西白河地方衛生処理一部事務組合」を設立し、ごみ処理施設・し尿処理施設・埋立処分場の管理・運営並びにごみ及びし尿の収集運搬業務を実施してまいりました。

また、ごみの減量化と資源化を推進するためリサイクルプラザを建設し、資源ごみのリサイクルに取り組むとともに、埋立処分場の延命化に努めています。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、衛生課において、業務を継続しています。

1. ごみ処理事業

1) ごみ処理事業の各施設

①ごみ焼却処理事業

名 称	西白河地方クリーンセンター
所 在 地	白河市亀石1番地
竣工年月日	平成7年3月25日
構 造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造
	地下3階・地上5階 延床面積 4,097.80㎡
	車庫棟 鉄骨平屋建 延床面積 204.96㎡
施設運転管理	委 託

②廃棄物資源化事業

名 称	西白河地方リサイクルプラザ
所 在 地	白河市亀石1番地
竣工年月日	平成16年3月31日
敷地面積	74,820㎡
構 造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造
	地下1階・地上3階 延床面積 6,943.18㎡
施設運転管理	委 託
重 機	ホイールローダ2台、フォークリフト1台、ベールクランプ3台

③埋立処分場事業

名 称	西郷埋立処分場
所 在 地	西郷村大字羽太字弥六林地内
竣工年月日	昭和56年12月28日
総 面 積	51,845㎡
埋 立 容 量	417,462㎡
埋 立 面 積	28,639㎡
残余容量	40,779.22㎡
残余埋立期間	10.33年 (平成29年12月測定)
施設運営管理	委 託
重 機	バックホウ1台、トラッシュコンパクタ1台

※ごみの分別区分(全戸配付冊子 資源とごみの正しい分け方と出し方参照)

- ・可燃ごみ → 台所の生ごみ、革製品、わりばし、草・枝
- ・古紙類等 → 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装
- ・資源ごみ → かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣類等
- ・不燃ごみ → 植木鉢、傘、ガラスくず、瀬戸物、ポット、ラジカセ、ゲーム機
有害ごみ(乾電池、蛍光灯、体温計)
- ・粗大ごみ → 可燃性・不燃性粗大ごみ

2) ごみ処理の状況

(単位：t・%)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
可燃ごみ	処 理 量	31,867	30,788	34,326	32,920	32,614
	対前年比	64.9	96.6	111.5	95.9	99.1
不燃・資源ごみ、 古紙類	処 理 量	5,579	5,785	6,107	5,768	5,586
	対前年比	94.9	103.7	105.6	94.4	96.8
計	処 理 量	37,446	36,573	40,433	38,688	38,200
	対前年比	68.2	97.7	110.6	95.7	98.7

3) ごみ処理の内訳

①可燃ごみの処理量 (平成29年度)

(単位：t)

ク リ ン セ ン タ ー 処 理 量	市町村別			組合全体	白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	
	生 活 系	収 集	可 燃	16,561	9,679	2,577	2,892	822	591	
			可燃粗大	34	21	5	6	1	1	
		搬 入	可 燃	1,290	891	84	204	71	40	
			不法投棄等減免	42	14	2	21	4	1	
			可燃性破砕物	1,101	662	155	182	60	42	
			し尿汚泥	1,628	938	272	207	74	137	
			火災廃材	26	1	24	1	0	0	
		計			20,682	12,206	3,119	3,513	1,032	812
	事 業 系	搬 入	許可業者収集	10,636	6,019	1,677	2,276	484	180	
			持ち込み	1,296	928	98	144	89	37	
		計			11,932	6,947	1,775	2,420	573	217
	可 燃 計				32,614	19,153	4,894	5,933	1,605	1,029

②不燃・資源ごみの処理量 (平成29年度)

(単位：t)

リサイクルプラザ処理量	市町村別		組合全体	白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	
	生活系	収	不 燃	1,055	599	173	175	62	46
			資 源	2,274	1,302	361	390	127	94
		集	古 紙	1,414	915	167	191	103	38
			不燃粗大	30	19	3	6	1	1
		搬入	不 燃	575	386	42	100	29	18
			不法投棄等減免	15	6	2	5	2	0
	計		5,363	3,227	748	867	324	197	
	事業系	搬入	許可業者収集	83	63	15	2	3	0
			持ち込み	140	114	7	13	4	2
		計		223	177	22	15	7	2
	不燃・資源 計			5,586	3,404	770	882	331	199

総 処 理 量	38,200	22,557	5,664	6,815	1,936	1,228
---------	--------	--------	-------	-------	-------	-------

4) 資源ごみ回収実績

(単位: t)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
古紙類等	新聞	554	596	568	556	528
	雑誌	393	459	447	408	354
	段ボール	513	539	549	524	493
	紙パック	6	6	6	5	5
	紙製容器包装	42	50	44	34	30
	シュレッター紙	5	4	3	4	4
	古布	10	33	39	24	19
	小計	1,523	1,687	1,656	1,555	1,433
資源ごみ	スチール缶	144	126	121	109	110
	鉄くず	405	400	428	434	409
	アルミ缶	99	99	107	106	108
	アルミくず	50	43	45	44	43
	ガラスびん類 (無色・茶・その他・生びん)	840	847	860	805	786
	ペットボトル	205	192	190	199	194
	プラスチック製容器包装類	553	581	594	577	546
	その他の資源	35	41	55	70	102
小計		2,331	2,329	2,400	2,344	2,298
合計		3,854	4,016	4,056	3,899	3,731

5) 埋立処分量

(単位: t)

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
焼却残渣(灰)	3,838	3,519	3,760	3,659	3,581
不燃残渣	1,187	1,112	782	709	709
計	5,025	4,631	4,542	4,368	4,290

6) ごみ収集計画

市町村名	収集コース	可燃・可燃性資源ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ		
白 河 市	全 域	週 2 回（月・木）	週 1 回（火）	金曜日隔週	月 2 回（指定日）		
（表郷地区）			週 1 回（水）		月 1 回（指定日）		
（大信地区）							
（東 地区）		週 2 回（火・金）					
西 郷 村					月 2 回（指定日）		
泉 崎 村							
中 島 村		週 2 回（月・木）					
矢 吹 町					月 2 回（指定日）		

※ 粗大ごみ戸別収集 Aグループ 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村
 Bグループ 白河市(表郷、大信、東地区)・矢吹町・西郷村

7) 一般廃棄物処理手数料 (西白河地方クリーンセンター・リサイクルプラザ)

区 分	ごみ処理手数料の額 (消費税を含む)
家庭系のごみ	1. 可燃ごみ、不燃ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 ごみ袋 (1) 可燃ごみ袋大 (45リットル・赤印刷) 1枚につき 39.55円 (2) 可燃ごみ袋小 (30リットル・赤印刷) 1枚につき 29.70円 (3) 可燃ごみ袋特小 (20リットル・赤印刷) 1枚につき 19.65円 (4) 不燃ごみ袋大 (45リットル・黒印刷) 1枚につき 44.50円 (5) 不燃ごみ袋小 (30リットル・黒印刷) 1枚につき 34.65円 ※ 資源ごみ用指定袋 (かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、衣類等) のごみ処理手数料は、無料
	2. 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを住民が直接搬入し、組合が処分する場合 (1) 可燃ごみ・10キログラム当たり 80円 (2) 不燃ごみ・10キログラム当たり 90円 (3) 指定有料袋での直接搬入 無 料
	3. 粗大ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 (◆粗大ごみ戸別収集制度) (1) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、オルガン、エアコン、流し台、タンス・サイドボード (H=90センチ以上)、両袖机、ソファ (2人以上)、ベッド (ダブル以上) その他これらの類似品1個あたり 1,000円 (2) 電子レンジ、ワープロ、ビデオデッキ、ステレオ、扇風機、石油ストーブ、タンス・戸棚・下駄箱 (H=90センチ未満)、片袖机、畳、椅子、タイヤ、ガステーブル、自転車、布団、ベッド (シングル・セミダブル)、カーペットその他これらの類似品1個あたり 500円
事業系のごみ	可燃ごみ、不燃ごみを事業者及び許可業者が直接搬入した場合 (1) 可燃ごみ・10キログラム当たり 95円 (2) 不燃ごみ・10キログラム当たり 110円
動物の死体	犬、猫等の死体1体につき 1,000円

8) 指定ごみ袋の規格及び販売価格等

(単位：円・税込み)

袋の種類	可燃ごみ			不燃ごみ		資源ごみ (ごみ処理手数料 無料)	
色	赤			黒		青	
規格	大	小	特小	大	小	大	小
袋の原価 (20枚入り)	247	174	165	288	185	245	172
(1枚当たり)	12.35	8.70	8.25	14.40	9.25	12.25	8.6
ごみ処理 手数料 (20枚入り)	791	594	393	890	693	—	—
(1枚当たり)	39.55	29.70	19.65	44.50	34.65	—	—
販売手数料 (20枚入り)	62						
(1枚当たり)	3.1						
小売価格 (20枚入り)	1,100	830	620	1,240	940	307	234
(1枚当たり)	55.00	41.50	31.00	62.00	47.00	15.35	11.7

※ごみ袋の規格

この袋の規格

袋 の 種 類	可燃ごみ用			不燃ごみ用		資源ごみ用	
規 格	大	小	特 小	大	小	大	小
容 量 (ℓ)	45	30	20	45	30	45	30
寸法 (cm)	65×80	50×70	40×60	65×80	50×70	65×80	50×70
肉厚 (mm)	0.035			0.040		0.025	
材 質	軟質ポリエチレン					硬質ポリエチレン	
透 度	透 明						

2. し尿処理事業

名 称	白河地方清掃センター
所 在 地	白河市大牛埦41番地
敷 地 面 積	8,768.1㎡
延 床 面 積	1,910.71㎡
収 集 方 法	許可業者 5業者 収集車両 20台
処 理 量	30,159 kℓ (1日平均 82.6kℓ)
し尿処理手数料	収集運搬許可業者より徴収 18リットル／3円
施設運転管理	委 託

1) 市町村別し尿・汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

市 町 村	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
白 河 市	18,315	18,355	18,176	17,888	17,371
矢 吹 町	5,241	5,112	5,034	4,964	5,040
西 郷 村	4,298	3,804	3,825	3,703	3,845
泉 崎 村	1,285	1,528	1,421	1,328	1,367
中 島 村	2,323	2,196	2,970	2,281	2,536
計	31,462	30,995	31,426	30,164	30,159

2) し尿・浄化槽、農業集落排水処理汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
し 尿	5,501	5,572	5,485	5,322	4,599
浄化槽汚泥	19,731	18,902	18,841	18,422	18,812
農 集 汚 泥	6,230	6,521	7,100	6,420	6,748
計	31,462	30,995	31,426	30,164	30,159

3) 汚泥処理量の実績

(単位：t)

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
肥料(緑農地還元)	0	0	0	0	0
焼 却 処 理	424	455	1,860	1,624	1,628
計	424	455	1,860	1,624	1,628

※ 原発事故の影響により、平成23年7月からの汚泥は、放射性セシウム濃度が200 Bq/kgを超えているため、焼却処理している。

(旧) 西白河地方衛生処理一部事務組合のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和 4 1 年 1 月	西白河地方衛生処理一部事務組合設立（1 市 1 町 6 村） 白河市独自で建設した白河市清掃センター（し尿処理施設 昭和 3 7 年竣工 3 6 kℓ/日）を組合に無償移管する
昭和 4 2 年 9 月	白河市独自で建設した「し尿処理施設 4 5 kℓ/日」昭和 4 2 年 9 月竣工を組合に無償移管する
昭和 4 5 年 4 月	ごみ焼却施設 2 5 t 炉（12.5 t × 2 機械バッチ）竣工（組合で建設）
〃 1 1 月	白河市独自で建設した白河市ごみ焼却場（1 5 t 炉）及び 収集車両 4 台を組合に無償移管し、ごみの広域収集始まる
昭和 5 0 年 4 月	ごみ焼却施設 5 0 t 炉（25 t × 2 機械バッチ）竣工 7 5 t / 日 処理体制となった
昭和 5 4 年 1 2 月	し尿処理施設 4 0 kℓ/日 竣工 現在の 1 2 1 kℓ/日 処理体制となった
昭和 5 5 年 8 月	浸出液処理施設を備えた西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事着工
昭和 5 6 年 1 2 月	西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事竣工
昭和 5 7 年 1 0 月	白河地方隔離病舎組合の解散により、組合が隔離病舎の運営を引き継ぐ
昭和 6 0 年 5 月	可燃ごみ排出量の急増及び「新ごみ焼却施設建設工事の遅れ」等により、現有施設の焼却対応能力が著しく不足したことから、一般家庭のごみ収集体制や事業系搬入ごみの受け入れ業務に支障がでてきたため、ごみ減量化及び分別排出・分別収集を促進するため、可燃ごみ・不燃ごみの 2 分別方式による指定袋収集制度を検討し、5 月に西郷村が開始し、翌年 4 月にかけて順次構成市町村で施行となった
平成 4 年 7 月	ごみ焼却施設「西白河地方クリーンセンター」建設工事着工（白河市字亀石 1 番地）
平成 7 年 3 月	西白河地方クリーンセンター建設工事竣工
〃 4 月	組合事務所を白河市字藤沢 2 3 番地から白河市字亀石 1 番地に移転
平成 9 年 1 0 月	容器包装リサイクル法施行（7 品目）
平成 1 0 年 4 月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」整備工事着工
〃 8 月	8 月 2 7 日に組合管内地域で集中豪雨による災害が発生し、構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受けた 「災害ごみ 5, 8 9 0 t 発生」
平成 1 1 年 4 月	伝染病予防法の廃止に伴い、白河地方隔離病舎の用途を廃止する
〃 7 月	ごみ処理有料化の施行に先立ち、有料袋サンプルを全世帯に無料配付し試行実施
〃 1 0 月	分別排出・分別収集によるごみ処理有料化の施行及び粗大ごみの戸別収集開始

年 月	あ ゆ み
平成１２年 １月	ダイオキシン類特別措置法施行 「小型焼却炉使用規制」
〃 ３月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」改修工事竣工
〃 ４月	容器包装リサイクル法の完全施行により、資源ごみ１０品目の分別排出・分別収集を実施
〃 ５月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事着工
平成１３年 ４月	組合独自に不法投棄監視員を配置 廃棄物処理法改正 「野焼き禁止」 家電リサイクル法施行（４品目）
〃 ８月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事着工
平成１４年 ３月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事竣工
〃 ５月	ごみの減量化・資源化施設の西白河地方リサイクルプラザ建設工事着工
〃 ７月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事竣工
平成１５年１０月	資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル法施行
平成１６年 ３月	西白河地方リサイクルプラザ建設工事竣工
平成１７年１１月	組合構成市町村の合併により、構成団体８市町村から１市１町３村の５団体となる
平成２１年 ４月	家電リサイクル法改正、２品目が追加され６品目となった
平成２２年 ４月	資源物持ち去り監視業務（早朝パトロール）実施
平成２３年 ３月	３月１１日、東日本大震災により構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受け、災害廃棄物の受入処理を行うとともに、被災施設の復旧を開始した
平成２４年 ２月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成２４年４月１日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 ３月３１日	西白河地方衛生処理一部事務組合解散
〃 ４月 １日	組 合 統 合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、衛生課が業務担当となる

(3) 滞納整理課

- 1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が平成 19 年度に実施され、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確保するため、厳正な滞納処分を実施する専門的な組織の設置が求められてきました。

しかしながら、平成 21 年のリーマンショック以降、長引く景気低迷、更には東日本大震災の影響により、市町村の基幹的財源である「地方税」の確保は年々厳しさを増す中、圏域 9 市町村共通の喫緊の課題である地方税滞納の解消を図るとともに、市町村行政への信頼性の確保と向上を図るため、共同で滞納整理を実施する専門的な組織が必要であるとの結論に至り、平成 26 年 10 月 1 日に白河地方広域市町村圏整備組合に滞納整理課を新設し、市町村からの派遣職員 4 名及び県の専門員の指導・助言を受けながら、常時 4 名体制により業務を実施しています。

1. 業務内容

- ① 構成市町村から滞納事案を引き受けて、財産調査や搜索のうえ財産の差押えや公売による換価を行う。
- ② 構成市町村職員の徴収技術や専門知識の向上を図る。

2. 平成 29 年度の実績

(1) 引受案件状況

(単位：千円、件)

区 分	割当件数	引受件数	引受滞納額
H 2 9	200	251	254, 426

(2) 滞納額階層別移管件数内訳

(単位：千円、件、%)

区 分	0～500	500 ～ 1, 000	1, 000 ～ 2, 000	2, 000 ～ 3, 000	3, 000 以上	計
H 2 9	93	72	51	23	12	251
割 合	37. 05	28. 69	20. 32	9. 16	4. 78	100. 00

(3) 処理状況

(単位：件)

区 分	引受件数	完納件数	一部納付件数	差押件数	納付誓約件数
H 2 9	251	58	145	317	172

(4) 収納状況

(単位：千円、件、%)

区 分	引受滞納額 (A)	徴収金額 (B)			本税徴収率 (C/A)	完納件数	完納率
		本税(C)	附帯金等 (B) - (C)				
H 2 9	254, 426	129, 958	100, 925	29, 033	39. 67	58	23. 10

(5) 税目別徴収状況

(単位：千円、%)

税 目	引受滞納額本税 (A)	徴収額本税 (B)	徴収率 (B / A)
市 町 村 民 税	58,979	24,073	40.82
固 定 資 産 税	54,781	19,148	34.95
軽 自 動 車 税	2,125	1,000	47.06
国民健康保険税	138,541	56,704	40.93
合 計	254,426	100,925	39.67

(6) 滞納処分状況

(単位：千円、件、%)

区 分	差押件数 (延べ)								合 計
	不動産	自動車等	出資金	動産	預貯金	給与	生命 保険	その他	
件 数	21	11	19	2	138	51	35	40	317
割 合	6.63	3.47	5.99	0.63	43.53	16.09	11.04	12.62	100.00
換価額	3,618	2,341	2,773	309	9,946	2,474	5,451	2,618	29,530

(4) 用水供給課

1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

水道用水供給事業は、昭和62年11月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により、「白河地方水道用水供給企業団」を設立し、福島県が建設する堀川ダムを水源とした水道用水供給を行うため、昭和63年4月に福島県知事から白河地方水道用水供給事業の認可を受け、堀川ダムの建設に合わせて施設整備を行いました。

平成12年11月、堀川ダムが竣工したことにより、平成13年4月から圏域8市町村に用水供給を開始しております。

その後、平成16年12月に棚倉町が加入し、用水供給圏域が現在の6市町村となり、1日あたり最大21,310m³の供給水量となっております。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、用水供給課において、業務を継続しています。

1. 用水供給事業

浄水場の名称 芝原浄水場

所在地 西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11

敷地面積 20,294m²

浄水能力 22,900m³/日（一日最大取水量）

一日最大供給量 21,310m³/日

水源 堀川ダム（多目的ダム）

位置：西郷村大字真船字横川（左岸）

西郷村大字小田倉字谷津田（右岸）

型式：中央コア型ロックフィルダム

総貯水容量：5,500,000m³

有効貯水容量：5,200,000m³

浄水方式 急速ろ過方式

浄水施設 減圧井、粉末活性炭接触池、着水井、混和池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、浄水池

排水施設 排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟

送水施設 流量計室：9箇所【白河市白坂・表郷・東・大信、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町】

圧力調整池：白河市白坂地内【タンク容量1,000m³】

梅ヶ沢増圧ポンプ場：白河市表郷八幡地内

鶴子山増圧ポンプ場：白河市白坂地内

緊急遮断弁室：白河市関辺川前地内

管路延長 導水管：φ400mm L=3,877m

送水管：φ200mm～φ600mm L=80,141m

◎平成29年度供給量実績

(単位：m³)

構成市町村	一日最大供給量	一日平均供給量	年間供給量	供給率
白河市	6,800	6,494	2,370,225	95.5%
矢吹町	4,800	4,800	1,751,880	100.0%
西郷村	1,600	1,543	563,174	96.4%
泉崎村	3,510	3,170	1,157,162	90.3%
中島村	1,600	1,580	576,633	98.7%
棚倉町	3,000	3,000	1,094,985	100.0%
計	21,310	20,586	7,514,059	96.6%

※一日平均供給量 = 年間供給量 ÷ 365 (366) 日

◎年間供給量実績

(単位：m³)

構成市町村	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	供給量	供給率	供給量	供給率	供給量	供給率
白河市	2,367,243	95.4%	2,385,889	95.9%	2,339,507	94.3%
矢吹町	1,732,255	98.9%	1,744,004	99.3%	1,751,391	100.0%
西郷村	554,847	95.0%	568,750	97.1%	554,542	95.0%
泉崎村	1,077,168	84.1%	1,148,271	89.4%	1,109,726	86.6%
中島村	570,206	97.6%	573,893	98.0%	581,477	99.6%
棚倉町	1,094,417	99.9%	1,097,324	99.9%	1,094,864	100.0%
計	7,396,136	95.1%	7,518,131	96.4%	7,431,507	95.5%

◎平成30年度水道法に基づく水質基準項目

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
(1)	一般細菌	18	テトラクロエチレン	35	銅及びその化合物
(2)	大腸菌	19	トリクロエチレン	36	ナトリウム及びその化合物
3	カドミウム及びその化合物	20	ベンゼン	37	マンガン及びその化合物
4	水銀及びその化合物	21	塩素酸	(38)	塩化物イオン
5	セレン及びその化合物	22	クロ酢酸	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
6	鉛及びその化合物	23	クロホルム	40	蒸発残留物
7	ヒ素及びその化合物	24	ジクロ酢酸	41	陰イオン界面活性剤
8	六価クロム化合物	25	ジブromクロロメタン	42	ジオスミン
9	亜硝酸態窒素	26	臭素酸	43	2-メチルイソボルネオール
10	シアニ化物イオン及び塩化シアノ	27	総トリハロメタン(22、24、28、29の総和)	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	28	トリクロ酢酸	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	29	ブromジクロロメタン	(46)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
13	砒素及びその化合物	30	ブromホルム	(47)	pH値
14	四塩化炭素	31	ホルムアルデヒド	(48)	味
15	1,4-ジオキサソ	32	亜鉛及びその化合物	(49)	臭気
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロエチレン	33	アルミニウム及びその化合物	(50)	色度
17	ジクロロメタン	34	鉄及びその化合物	(51)	濁度

(水道法第4条に基づく水質基準に関する省令「平成15年5月30日厚生労働省令第101号」規定による)

◎平成30年度広域圏水質基準項目定期検査頻度（計画）

	水質基準39項目	水質基準51項目	水質基準毎月9項目
原水（浄水場入口水）	4回/年(5, 8, 11, 2月)	—	—
浄水（浄水場出口水）	—	4回/年(5, 8, 11, 2月)	—
白河市大信流量計室（供給地点）	—	4回/年(5, 8, 11, 2月)	左記の月を除き毎月(8回/年)
その他流量計室（供給地点）	—	—	毎月（12回/年）
厚生労働省水道課長 通知規定の検査頻度	1回/年以上	—	—
供給地点の法定検査頻度	—	4回/年以上	1回/月以上

※原水は法定ではなく、水質基準適用外です。

※原水は全51項目から「消毒副生成物11項目」と「味」を除いた39項目です。

※「消毒副生成物11項目」は項目の表の項番21～31の項目です。

※毎月9項目は項目の表の項番(1), (2), (38), (46), (47), (48), (49), (50), (51)の項目です。

※定期検査以外にも、水質異常発生時には臨時検査も行います。

◎平成29年度水道法に基づく水質基準項目検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	水質基準39項目 （原水）	水質基準51項目 （浄水）	水質基準毎月9項目 （浄水）
広域圏	4	8	104
計	4	8	104

◎平成30年度放射性物質モニタリング検査頻度（計画）

	堀川ダム流入水 （堀川及び横川）	原水 （浄水場入口水）	浄水
広域圏	1回/月	1回/週	1回/週
市町村	—	—	1回/2週

※浄水は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づく基本検査頻度です。

※堀川ダム流入水及び原水は広域圏が独自に行います。

◎平成29年度放射性物質モニタリング検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	堀川ダム流入水 （堀川及び横川）	原水 （浄水場入口水）	浄水
広域圏	20	50	50
白河市	—	—	225
矢吹町	—	—	50
西郷村	—	—	125
泉崎村	—	—	0
中島村	—	—	25
棚倉町	—	—	182
矢祭町	—	—	78
塙町	—	—	156
鮫川村	—	—	78
計	20	50	969

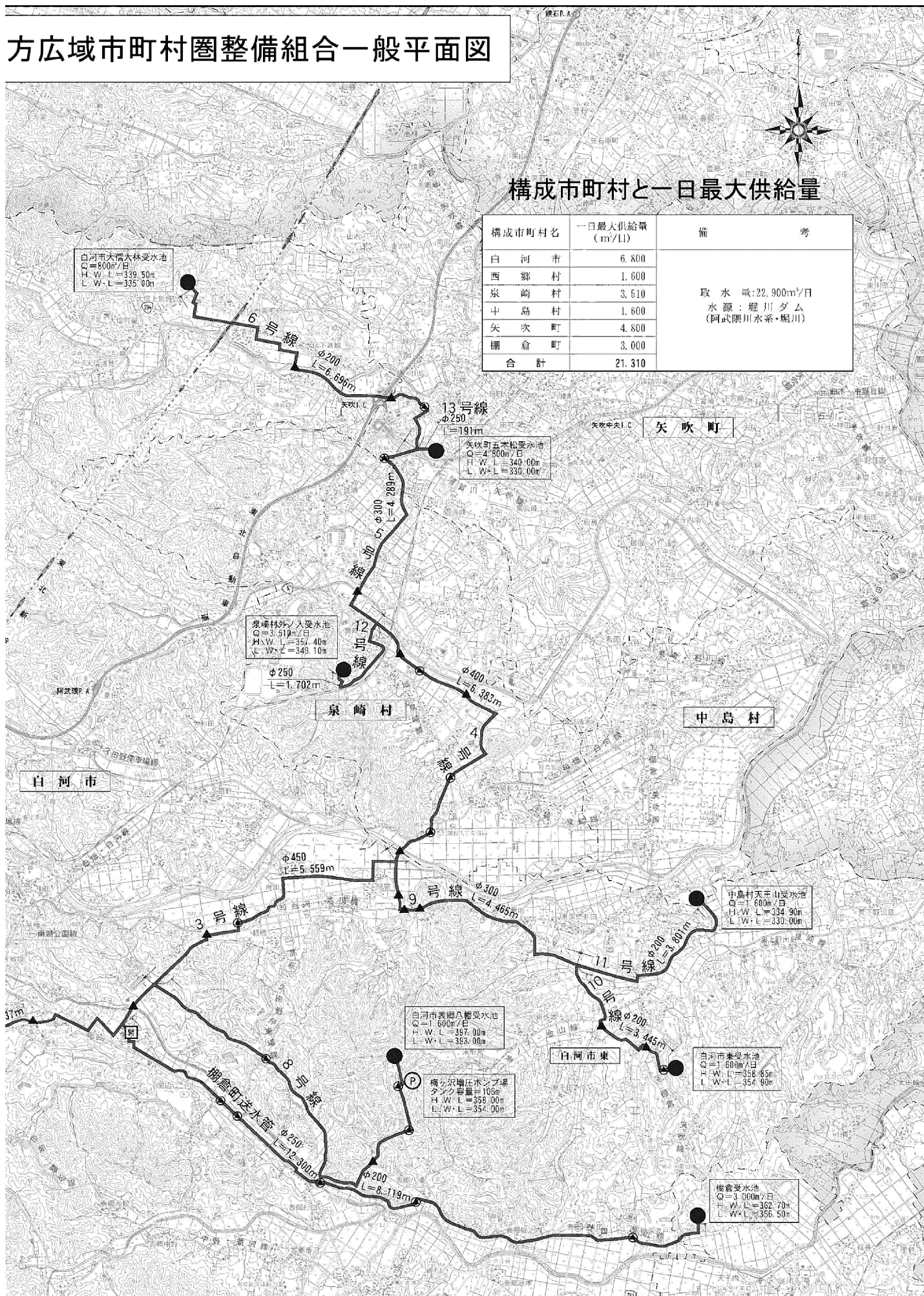
(旧) 白河地方水道用水供給企業団のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和 6 0 年 7 月	堀川ダム建設対策協議会が設置される
昭和 6 2 年 5 月	白河地方水道用水供給企業団設立準備会が設置される
〃 1 1 月	企業団設立許可（福島県指令地第975号） 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）
〃 1 2 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する基本協定を県知事と締結
昭和 6 3 年 4 月	水道用水供給事業経営の許可を得る（福島県指令環衛第182号）
〃 7 月	厚生省に水道水源開発施設整備事業として採択される
平成 元 年 9 月	厚生省に特定広域化施設整備事業として採択される
平成 3 年 1 1 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額及び負担割合の変更
平成 5 年 2 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
〃 7 月	建設大臣より阿武隈川水系堀川水利使用許可を得る（建設省東北地河調発第11号）
平成 7 年 1 0 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積及び完成期限
平成 9 年 1 0 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額の変更
平成 1 0 年 6 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積の変更
平成 1 1 年 5 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
平成 1 2 年 1 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※完成期限の変更
〃 1 1 月	棚倉町分水に関する基本協定を棚倉町と締結
〃 1 1 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※構造の変更
平成 1 3 年 4 月	用水供給開始（18,310 m ³ /日）
平成 1 6 年 1 2 月	棚倉町の企業団加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町 （1市2町6村） 用水供給量変更（最大21,310 m ³ /日）
平成 1 7 年 4 月	棚倉町へ1日あたり最大3,000 m ³ の供給を開始する ※全体の用水供給量（最大21,310 m ³ /日）
平成 2 4 年 2 月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3 月 3 1 日	白河地方水道用水供給企業団解散
〃 4 月 1 日	組 合 統 合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、用水供給課が業務担当となる

方広域市町村圏整備組合一般平面図

構成市町村と一日最大供給量

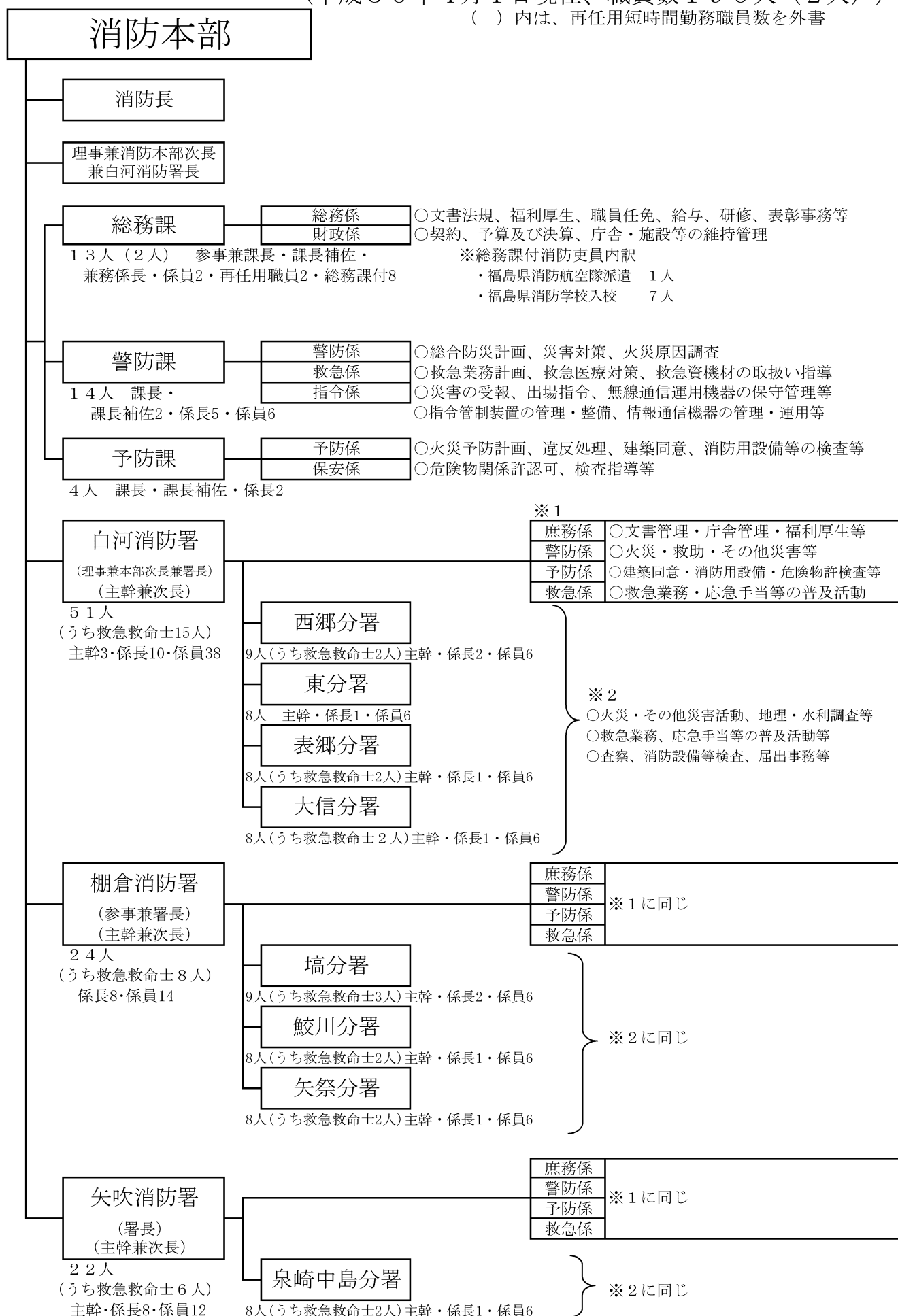
構成市町村名	一日最大供給量 (m ³ /日)	備 考
白 河 市	6,800	取 水 量: 22,900m ³ /日 水 源: 堀川ダム (阿武隈川水系・堀川)
西 郷 村	1,600	
泉 崎 村	3,510	
中 島 村	1,600	
矢 吹 町	4,800	
棚 倉 町	3,000	
合 計	21,310	



消 防

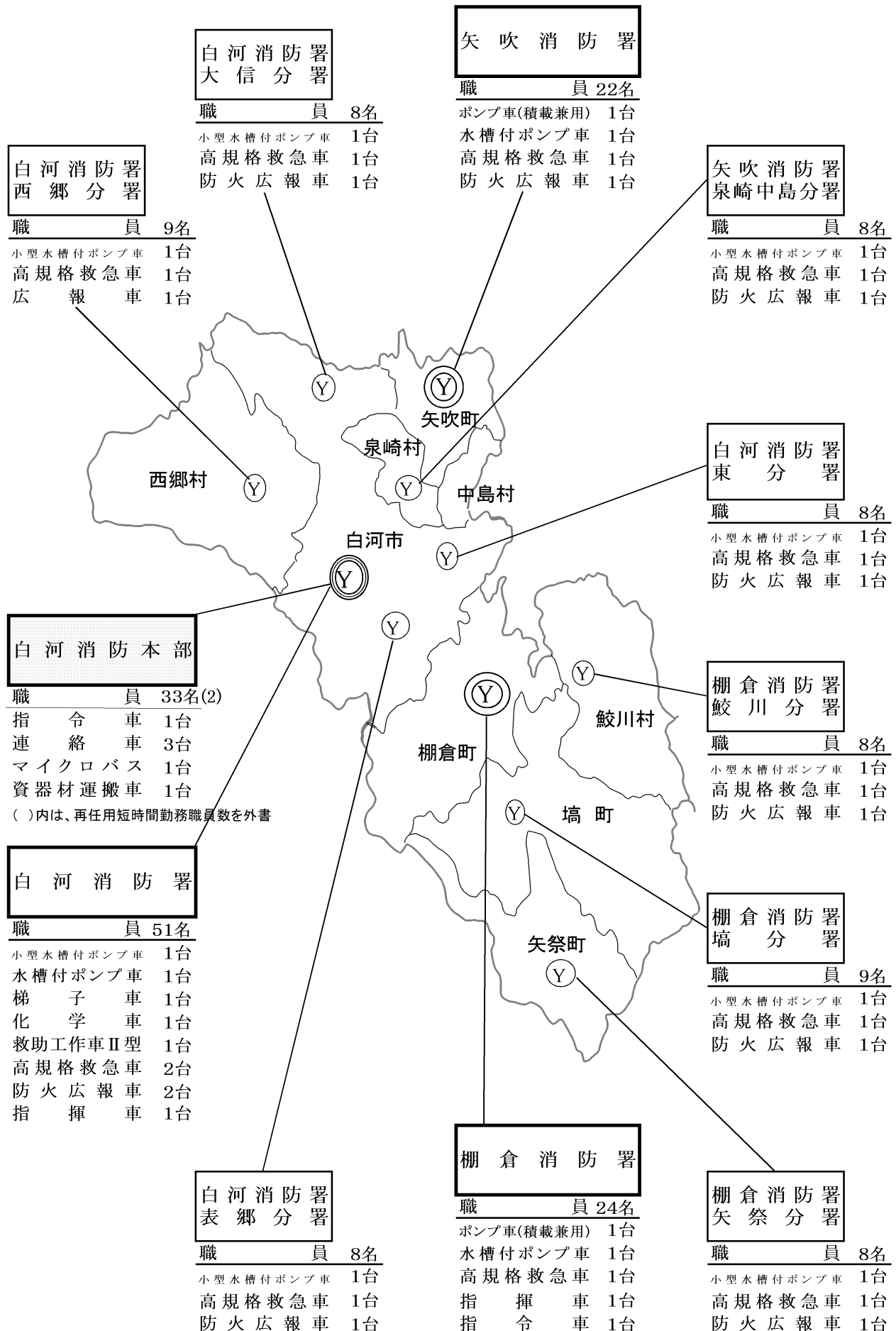
白河地方広域市町村圏整備組合消防組織

(平成30年4月1日現在、職員数196人(2人))
()内は、再任用短時間勤務職員数を外書



広域消防力分布図

平成30年4月1日現在



所 属 別 階 級 別 配 置 状 況

平成30年4月1日現在 (単位：人)

区 分		消 防 職 員								合 計	
		消 防 吏 員							その他の職員		
		消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士			小 計
消 防 本 部	消 防 長	1							1		1
	次長兼白河消防署長		1						1		1
	総 務 課		1	1	1	2			5	(2)	5
	警 防 課		1	3	5	4	1		14		14
	予 防 課		1	1	2				4		4
	県 消 防 学 校 派 遣										
	県消防防災航空隊派遣				1				1		1
	県 消 防 学 校 入 校							7	7		7
	小 計	1	4	5	9	6	1	7	33	(2)	33
消 防 署 ・ 分 署	白 河 消 防 署			5	8	21	11	6	51		51
	西 郷 分 署			1	2	4	2		9		9
	東 郷 分 署			1	1	4	2		8		8
	表 郷 分 署			1	2	5			8		8
	大 信 分 署			1	2	1	3	1	8		8
	棚 倉 消 防 署		1	5	4	10	3	1	24		24
	塙 分 署			1	2	3	3		9		9
	鮫 川 分 署			2	2	3	1		8		8
	矢 祭 分 署			1	2	3	2		8		8
	矢 吹 消 防 署		1	5	4	8	4		22		22
	泉 崎 中 島 分 署			1	2	4	1		8		8
	小 計		2	24	31	66	32	8	163		163
合 計		1	6	29	40	72	33	15	196	(2)	196

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

階 級 別 勤 続 年 数

平成30年4月1日現在 (単位：人)

階級 勤続年	消防監	消防 司令長	消防司令	消防 司令補	消防士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	計
1年未満							8	(1)	8
1年							2	(1)	2
2年						1	3		4
3年					1	1	1		3
4年					1	12	1		14
5年					1	11			12
6年					10	3			13
7年					11	1			12
8年					10	3			13
9年					10	1			11
10年					10				10
11年					6				6
12年				1	2				3
13年					5				5
14年				1	3				4
15年									
16年				3					3
17年									
18年				2	2				4
19年				5					5
20年									
21年				4					4
22年				5					5
23年				4					4
24年				1					1
25年				12					12
26年									
27年				1					1
28年			2	1					3
29年			9						9
30年									
31年			2						2
32年			2						2
33年			4						4
34年									
35年			3						3
36年	1	4	4						9
37年									
38年									
39年		2	3						5
40年									
41年									
計	1	6	29	40	72	33	15	(2)	196

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

市 町 村 別 火

区分 市町村		火 災 発 生 件 数 (件)																焼損面積		
		計	建 物	林 野	車 両	そ の 他	月 別 内 訳												建 物 (㎡)	林 野 (a)
							4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
白河市	H28	16	6	2	3	5	2		2	1		1			1	1	4	4	516	5
	H29	31	14	3	5	9		4	2		3	1	3	3	5	4	3	3	577	9
	増減	15	8	1	2	4	△2	4		△1	3		3	3	4	3	△1	△1	61	4
西郷村	H28	9	4	2	1	2	1		3		1				2			2	53	4
	H29	9	4	2	3		2	2	1	1	1						1	1	251	118
	増減				2	△2	1	2	△2	1					△2		1	△1	198	114
泉崎村	H28	5	3			2	1	1	1							1	1		18	
	H29	4	1		2	1	1			1						1	1			
	増減	△1	△2		2	△1		△1	△1	1									△ 18	
中島村	H28	3	1	1		1		1		1							1			5
	H29	4	1		1	2		1		1								2		
	増減	1		△1	1	1											△1	2		△ 5
矢吹町	H28	11	6	1	1	3		1	2				1	1	1		1	4	879	5
	H29	13	6		3	4		4		1				2				6	770	
	増減	2		△1	2	1		3	△2	1			△1	1	△1		△1	2	△ 109	△ 5
棚倉町	H28	4	1	1	1	1							1	1			1	1	125	1
	H29	4	2			2										2	1	1	1	
	増減		1	△1	△1	1							△1	△1		2			△ 124	△ 1
矢祭町	H28	5	3	1	1					1					1		1	2	11,859	106
	H29	3	2	1			1			1								1	10	
	増減	△2	△1		△1		1			△1	1				△1		△1	△1	△ 11,849	△ 106
塙町	H28	2	2						1					1					96	
	H29	3		1	1	1	1							1				1		2
	増減	1	△2	1	1	1	1		△1									1	△ 96	2
鮫川村	H28	4	2			2	1				1			1			1		79	
	H29	1			1				1											
	増減	△3	△2		1	△2	△1		1		△1			△1			△1		△ 79	
計	H28	59	28	8	7	16	5	3	9	3	2	1	2	4	5	2	10	13	13,625	126
	H29	72	30	7	16	19	5	11	4	4	5	1	3	6	5	7	6	15	1,609	129
	増減	13	2	△1	9	3		8	△5	1	3		1	2		5	△4	2	△ 12,016	3

災 発 生 状 況

平成29年4月1日～平成30年3月31日 (単位：件)

焼損棟数 (棟)				罹災世帯(世帯)			罹 災 人 員 (人)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 見 積 額 (千円)				
全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損				計	建 物	林 野	車 両	そ の 他
3		1	3	1		2	7	1		50,640	49,364		1,268	8
3	2	5	6	3	3	5	8		4	52,742	50,087		2,628	27
	2	4	3	2	3	3	1	△1	4	2,102	723		1,360	19
1		2	4			2	6		3	2,766	2,278	14	474	
4	1	2	1	3	1	1	8		2	5,659	5,634		25	
3	1		△3	3	1	△1	2		△1	2,893	3,356	△14	△449	
		1	1			1	3	1		76	76			
			1						1	7,287	7,162		125	
		△1				△1	△3	△1	1	7,211	7,086		125	
			1						1	44		44		
			1						1	225			225	
										181		△44	225	
4		2	4	3		5	14		2	20,402	20,337	50	15	
3			2	4		2	3	1	2	729	267		462	
△1		△2	△2	1		△3	△11	1		△19,673	△20,070	△50	447	
1		1	1	1			1	1		18,532	18,463	18	51	
			2			2	2		1	14	14			
△1		△1	1	△1		2	1	△1	1	△18,518	△18,449	△18	△51	
14		3		3			7	1	1	381,860	378,340	3,519	1	
1			1			1	5		1	159	159			
△13		△3	1	△3		1	△2	△1		△381,701	△378,181	△3,519	△1	
1	1									873	873			
										10			10	
△1	△1									△863	△873		10	
	1		1			1	4			676	403			273
	△1		△1			△1	△4			△676	△403			△273
24	2	10	15	8		11	42	4	7	475,869	470,134	3,645	1,809	281
11	3	7	14	10	4	11	26	1	12	66,825	63,323		3,475	27
△13	1	△3	△1	2	4		△16	△3	5	△409,044	△406,811	△3,645	1,666	△254

市 町 村 別 火 災 原 因 状 況

平成29年4月1日～平成30年3月31日 (単位：件)

市町村別 原因別	白 河 市	西 郷 村	泉 崎 村	中 島 村	矢 吹 町	棚 倉 町	矢 祭 町	塙 町	鮫 川 村	合 計	割 合
たばこ	2				1	1				4	5.6%
こんろ	3				1					4	5.6%
かまど											
風呂かまど											
炉											
焼却炉		1								1	1.4%
ストーブ											
ボイラー											
排気管	1	1	1	1					1	5	6.9%
煙突・煙道	1									1	1.4%
電気機器	2		2							4	5.6%
電灯・電話の配線					1		1	1		3	4.1%
内燃機関											
配線器具											
火あそび	1									1	1.4%
取灰											
溶接機溶断機											
たき火	6	2		1	3	2		2		16	22.2%
衝突の火花				1	1					2	2.7%
火入れ					1					1	1.4%
放火・放火の疑い	3	1								4	5.6%
その他	2	1	1		1	1	2			8	11.1%
不明調査中	10	3		1	4					18	25.0%
合 計	31	9	4	4	13	4	3	3	1	72	100.0%

過 去 5 年 間 の 火 災 状 況

平成29年4月1日～平成30年3月31日

年 別 区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
火災発生件数 (件)	建 物 火 災	28	26	25	28	30
	林 野 火 災	9	11	9	8	7
	車 両 火 災	9	7	10	7	16
	そ の 他 の 火 災	22	28	21	16	19
	合 計	68	72	65	59	72
焼損棟数 (棟)	全 焼	20	27	13	24	11
	半 焼		5	1	2	3
	部 分 焼	17	13	7	10	7
	ぼ や	13	9	14	15	14
	合 計	50	54	35	51	35
焼損面積	建物面積 (㎡)	2,836	4,489	1,184	13,625	1,609
	林野面積 (a)	367	476	163	126	129
罹災世帯数 (世帯)	全 損	10	9	5	8	10
	半 損		1			4
	小 損	25	8	7	11	11
	合 計	35	18	12	19	25
	罹 災 人 員	87	58	30	42	26
損害見積額 (千円)	建 物 火 災	76,287	179,146	30,146	470,134	63,323
	林 野 火 災	4,162	174	83	3,645	
	車 両 火 災	1,292	2,348	2,169	1,809	3,475
	そ の 他 の 火 災	220	503	261	281	27
	合 計	81,961	182,171	32,659	475,869	66,825
者死 数傷 (人)	死 者	2	2		4	1
	負 傷 者	5	7	6	7	12
1日平均損害額 (千円)		225	499	89	1,304	183
1件当たりの建物 平均損害額 (千円)		2,725	6,890	1,206	16,791	2,111
1日当たりの建物 平均損害額 (千円)		209	491	83	1,288	173

発 生 場 所 別

種別 市町村別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
白河市	旧白河	2,709	2,065	2,383	1,809	18	3			1		189	183
	表郷		266		241	2	1					30	31
	大信		165		149	2						11	10
	東		213		184	1				1		14	16
西郷村		761	693	8	1			1	1	99	100	3	3
泉崎村		279	262	3	1					42	44	6	6
中島村		199	179	3	1					11	12	4	4
矢吹町		707	654	11	2					76	76	7	7
棚倉町		550	512	3	1			1	1	68	63	8	9
矢祭町		250	231	4	1					24	24		
塙 町		351	318	5	1					21	22	2	2
鮫川村		148	131	1						13	12	3	3
その他		20	18	1						10	10		
合計		5,974	5,381	62	12			4	2	608	603	57	58
前年同期		5,729	5,229	49	5	2	2	4	3	537	528	65	63
比 較		245	152	13	7	△ 2	△ 2		△ 1	71	75	△ 8	△ 5

署 別 救 急

種別 署別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
白河		2,047	1,780	24	2			1		199	193	12	12
西郷		491	445	1				1	1	59	60	3	3
東		360	323	7						30	27	9	10
表郷		392	363	6	2			1		55	57	3	3
大信		269	251	3						26	25	2	2
計		3,559	3,162	41	4			3	1	369	362	29	30
棚倉		512	467	1				1	1	54	49	7	7
塙		340	311	3						28	28	3	3
矢祭		262	246	1	1					17	19		
鮫川		152	135	3	1					14	13	2	2
計		1,266	1,159	8	2			1	1	113	109	12	12
矢吹		672	631	5	2					72	74	6	6
泉崎中島		477	430	8	4					54	59	10	10
計		1,149	1,061	13	6					126	133	16	16
合計		5,974	5,382	62	12			4	2	608	604	57	58

救 急 出 動 状 況

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加 害		自損行為		急 病		その他		前年同期		比 較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
16	16	246	230	8	5	27	14	1,338	1,178	208	166	1,832	1,662	233	147
1	1	20	18	1	1	3	2	203	182	4	3	296	271	△ 30	△ 30
1	1	19	19	1	1			129	116	1	1	165	149		
3	3	37	33	1	1	2	1	146	123	1		208	187	5	△ 3
3	3	90	83	2	1	6	3	520	472	29	26	708	638	53	55
4	4	31	29			2	1	172	161	19	16	235	217	44	45
		24	22	2	2	1	1	139	123	15	14	185	174	14	5
3	3	87	83	1	1	8	6	452	414	62	62	735	676	△ 28	△ 22
7	7	67	64	2	2	8	4	361	337	25	24	550	516		△ 4
		31	30			3	2	182	169	6	5	266	241	△ 16	△ 10
1	1	45	44	1	1	4	2	208	183	64	62	375	345	△ 24	△ 27
1	1	17	17			1	1	110	95	2	2	162	142	△ 14	△ 11
		2	2					7	6			12	11	8	7
40	40	716	674	19	15	65	37	3,967	3,559	436	381	5,729	5,229	245	152
42	42	729	672	24	20	72	31	3,809	3,523	396	340				
△ 2	△ 2	△ 13	2	△ 5	△ 5	△ 7	6	158	36	40	41				

出 動 状 況

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加 害		自損行為		急 病		その他		前年同期		比 較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
15	15	249	231	4	2	25	14	1,380	1,210	138	101	1,857	1,652	190	128
2	2	64	59	3	1	6	2	342	311	10	6	445	411	46	34
2	2	54	51	2	2	3	2	242	220	11	9	338	301	22	22
2	2	34	32	3	3	4	3	275	254	9	7	401	374	△ 9	△ 11
		18	17	1	1			135	123	84	83	233	218	36	33
21	21	419	390	13	9	38	21	2,374	2,118	252	206	3,274	2,956	285	206
7	7	67	62	2	2	8	3	334	306	31	30	525	477	△ 13	△ 10
1	1	41	41	1	1	4	3	203	178	56	56	372	358	△ 32	△ 47
		36	35			3	2	197	184	8	5	264	243	△ 2	3
1	1	18	18			1	1	111	97	2	2	157	138	△ 5	△ 3
9	9	162	156	3	3	16	9	845	765	97	93	1,318	1,216	△ 52	△ 57
3	3	89	86	2	2	6	6	431	394	58	58	702	647	△ 30	△ 16
7	7	46	42	1	1	5	1	317	282	29	24	435	410	42	20
10	10	135	128	3	3	11	7	748	676	87	82	1,137	1,057	12	4
40	40	716	674	19	15	65	37	3,967	3,559	436	381	5,729	5,229	245	153

月 別 救 急 出 動 状 況

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(単位：件)

月別 種別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
火 災	4	6	5	2	4	2	3	7	6	3	5	15	62
自然災害													
水 難	1				1		2						4
交通事故	50	52	69	48	47	56	44	46	49	58	45	44	608
労働災害	5	7	4	6	6	7	2	2	4	4	5	5	57
運動競技	4	4	2	5	4	6	7	4	2		1	1	40
一般負傷	54	70	51	62	66	56	59	51	69	66	50	62	716
加 害		3		1	2	2		1	1	3	1	5	19
自損行為	4	3	9	13	6	7	2	4	8	2	2	5	65
急 病	261	315	286	368	348	286	352	331	332	382	382	324	3,967
そ の 他	28	22	50	35	47	38	26	40	39	37	33	41	436
合 計	411	482	476	540	531	460	497	486	510	555	524	502	5,974

市 町 村 別 救 急 業 務 実 施 状 況

市町村別	人 口 (人) 平成29年 4月1日現在	救急出動件数 (件)		対前年 増減率 (%)	救急出動頻度	A内における人口 100人当たりの救急 出動件数 (件)
		平成28年度	平成29年度 A			
白河市	60,908	2,501	2,709	8.3	1日に 7.4 回	4.45
西郷村	20,331	708	761	7.5	1日に 2.1 回	3.74
泉崎村	6,400	235	279	18.7	1日に 0.8 回	4.36
中島村	4,962	185	199	7.6	1日に 0.5 回	4.01
矢吹町	17,245	735	707	△3.8	1日に 1.9 回	4.10
棚倉町	13,985	550	550		1日に 1.5 回	3.93
矢祭町	5,760	266	250	△6.0	1日に 0.7 回	4.34
塙 町	8,903	375	351	△6.4	1日に 1.0 回	3.94
鮫川村	3,373	162	148	△8.6	1日に 0.4 回	4.39
その他※	-	12	20	66.7	18日に 1 回	-
計	141,867	5,729	5,974	4.3	1日に 16.4 回	4.21

※その他は圏域市町村以外の救急出動

